

保護者の皆様

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う利用自粛による
子どもの家利用料の取り扱いについて

日ごろから、子どもの家の運営にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和2年(2020年)4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、4月9日から子どもの家の利用自粛をお願いしてまいりました。

利用自粛要請により、子どもの家の利用を自粛いただいた日については、子どもの家の利用料金等を日額で返金いたします。

また、学校の臨時休校が延長になったことにともない、春休み終了後の4月6日からの平日の早朝利用料金についても返金対象となります。

5月分までの利用料等につきましては、通常通りの引き落とし等させていただいておりますが、下記の通り返金させていただきます。

なお、現在5月分の金額の集計および、子どもの家利用料減免対象者の確認を行っているため、返金額が確定次第、別途お知らせいたします。

1 返金対象となる期間

- ・早朝利用料…令和2年4月6日(月)から令和2年5月30日(土)の間
- ・利用料・延長利用料…令和2年4月9日(木)から令和2年5月30日(土)の間

2 算出方法

4月・5月の営業日から利用日数を引いた日数に、一日当たりの利用料単価を乗じた金額となります。

3 振込先

子どもの家利用料等引き落とし口座
(または、別途ご指定いただいた口座)

4 振込予定日

令和2年7月下旬を予定しています。